

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会 ―第9回― 議事録

1 日 時 平成25年11月22日(金) 13時30分～15時30分

2 会 場 中央図書館 ミーティングルームB

3 出席者

(1) 委員

① 学識経験者

佐々木寧委員(会長)、堂本泰章委員(副会長)、磯田洋二委員、小茂田美保委員、藤野毅委員

② 行政関係者

河村賢二委員、和栗肇委員、渋谷恒委員、富田典義委員

(2) 助言指導者

文化庁文化財部記念物課 本間暁文化財調査官

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課 須田大樹主事

(3) 事務局

青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長、渡辺主査、宮下主事

4 議事

「保存管理計画」事務局素案の検討

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴人の数 1人

7 議事内容 下記のとおり

記

議事事項 「保存管理計画」事務局素案について

1 VI章1「保存管理の理念と方針」について

事務局より説明

- ・ VI章「保存管理計画」は4項目に分かれた構成となっている。VI章2「保存管理の方法」の12項目の内、6から8については、5「緩衝帯」の細節に当たる部分。
- ・ VI章1「保存管理の理念と方針」については、天然紀年物指定に尽力した三好学の所見を糸口にこれからのあり方を述べていたが、本質的価値としてVI章より前段部分に移行したので、VI章1からは削ることとする。

意見

磯田委員

- ・ VI章1「理念」については、(1)、(3)、(2)の順とするべきではないか。

佐々木委員

- ・ 基本方針(1)について、人為的管理として、植物種の保護、増殖、外来植物・侵入植物の駆除等を行ってきたが、今後も適切な人為的管理を行うことで良いか。

磯田委員

- ・ V章「現状と課題」で、特別天然記念物としての本質的価値を述べる項目があるが、本質的価値ではなく、田島ケ原の特質、あるいは特徴とした方が良いのではないか。サクラソウ自生地は現在、日本に200か所程あり、人が関わって管理している所も多くある。その中で、田島ケ原の特質としては、大都会に近い点、さらに荒川流域のサクラソウが古典園芸植物となっている点が挙げられる。古典園芸種にはナデシコ、ハナショウブ、サクラソウがあり、パリ万博でも評価され、国際的に原種は大事だという流れがある。そういう意味合いで田島ケ原も名勝地として存在することができる。これらは本質的価値というよりはむしろ、特質あるいは特徴。本質的価値を補完する要素が述べられているが、これらの総合的な価値が田島ケ原の特質である。

本間調査官

- ・ II章「自生地の環境」で、社会的要因・歴史的要因を述べた部分に、園芸植物としてのサクラソウや江戸時代の栽培文化を含めることで、V章「現状と課題」で本質的価値を述べる部分につながってくるのではないかと。

磯田委員

- ・ 保存管理の基本方針を狭く捉えるか、広く捉えるかで方向性が変わってくる。狭く捉えると、サクラソウ自生地の維持管理のみとなり、広く捉えると、活用の部分も含まれる。サクラソウの原種として田島ケ原は国際的に強いので、生物的資源としての活用について基本方針に含めるかどうか。
- ・ 基本方針の中で保存管理の体制について触れずに、後の部分で述べるという構成で良いのか。

本間調査官

- ・ 理念の(2), (3)を入れ替えるということで良いと思うので、基本方針についても理念に合わせて入れ替える。価値を保全し未来に継承するためにどうしたら良いか、そのために周辺を含めた一体的な全体の計画を作り、その後に普及啓発という流れが良い。

2 VI章2「保存管理の方法」1~4について

磯田委員

- ・ 実際に現場を管理している立場として、この計画を使うことを考えると、保存管理計画では分かりやすく誰でも理解できる表現を考えるべきであり、「厳正保存地区」というような言葉で良いのかどうか。観察路も厳正に管理しなければならないものに含まれる。取扱区分は、指定地、観察路、緩衝帯、補完地と名称を付ければ良いのではないかと。細かく述べる必要はなく、簡略化して図で示した方が良い。

佐々木委員

- ・ 表と図は必ずリンクしなければならないので、表にⅠ, Ⅱ, Ⅲと書くならば図でも示すべき。内容については追加指定と管理地区区分を述べ、簡略化した方が良い。観察路を厳正保存地区と保存地区に分ける必要はない。

本間調査官

- ・ 現状と課題を踏まえてどうしたら良いかが、VI章「保存管理計画」の内容になる。全体の構成としては、「現状と課題→理念と方針」という大きな流れの中で、保存管理の方法をまとめるべき。VI章2「保存管理の方法」では、ランドデザインを作って、それに向けてどのような管理、人為的干渉を行っていくか、大きな方向性の中でステップをまとめる。サクラソウをはじめとする在来の湿生植物の保全と管理については、管理マニュアルのような形でまとめても良い。現状と課題を整理した上で、周辺地域と一体的に行うということは、どうか、目に見える形で分かりやすくするため、図示する必要がある。

佐々木委員

- ・ VI章2「保存管理の方法」は、従来行われてきたことであり、課題に対する新たな方策としては、緩衝帯がある。3(1)「湿地環境復原試行の継続」の中で、掘り下げの記述があるが、掘り下げは第2次指定地だけで行われていることだが、この文章の書き方では第1次指定地でも今後行うという意味に取られるので、書き方を検討した方が良いのではないかと。

磯田委員

- ・ 現状としては、第1次指定地と第2次指定地に滞水している箇所がある。掘り下げた部分が崖になっていることが問題。
- ・ 「現状と課題」、「保存管理計画」は表裏の関係であり、精神的なものや内容は引き継いだ上でまとめるべき。土地の管理、工作物、植生の管理、緩衝帯、補完地、調査資料の収集について今後どうするか。最も重要なことは、通常の管理をどうするかということである。そのようなことを整理していくと、前段の課題からの表裏の関係が見えてくる。

藤野委員

- ・ モニタリングは定期的に調査した方が良い。植生の調査頻度は毎年、土壌・水環境は定期的でなく連続的に調査すべき。群落分布図や地下水の最新データといった調査結果を踏まえて現状を把握し、乾燥化等への因果関係をまとめた方が良い。その上でどう対応していくかということを考えないと策定にならないのではないかと。
- ・ 基本方針(2)に市民との協働、市民への情報発信の記述があるが、情報発信の仕方も工夫し、単に株数の変化を時系列で示すのではなく、群落分布図のように一瞬で認識できるようなアピールの仕方を考えた方が良い。

3 VI章2「保存管理の方法」5～9について

佐々木委員

- ・ 緩衝帯について P57 の図で確認すると、100m の範囲に桜草公園、鴨川、横堤、県の施設が入ってくる。サクラソウへの影響を低減すべき範囲は 100m で良いのか。

磯田委員

- ・ 100m では足りず、「十分に機能を果たす範囲」としても良いのではないかと。広さを示す図がないと検討できない。

堂本委員

- ・ 100m の根拠は何か。

佐々木委員

- ・ 保護増殖検討委員会の資料に 100m の数値が出ている。

磯田委員

- ・ 緩衝帯はもっと広くても良いのではないか。範囲をどのように表現するかは、非常に重要。

本間調査官

- ・ 一体的な指定地の環境保全について、直接的な距離で表現するのは難しいので、図で表現すべき。範囲の外側は前後しても良い。
- ・ 6(1)「湿地景観」に、ハンノキ林や竹林の記述があるが、竹林については、このような景観に入るのか。竹林はいろいろな所で問題になっているので保護せず、除いても良いのではないか。

磯田委員

- ・ 竹林等、細かい内容を入れると内容がまとまらなくなるのではないか。
- ・ 緩衝帯の他に緑地帯としての意味もある。荒川流域のいわゆる緑の回廊、県ではピクニックの森と関係している。広い意味で捉えると、緩衝帯を越えた部分も緑地としての存在ということで含めた方が良いのではないか。

佐々木委員

- ・ 100m としても、桜草公園、秋ヶ瀬公園、国交省、一部に朝霞市を含む。公園の利用形態や駐車場の配置、景観的に問題のあるもの、植栽樹木等の問題がある。

堂本委員

- ・ 都市公園としての桜草公園そのものの機能が問われている。多くの市民は、桜草公園があることで、サクラソウが守られると思っている。

磯田委員

- ・ 地図で示されている補完地については、文化財保護課が管理を行っており、周辺は公園が管理している。補完地周辺の問題について、文化財保護課を越えて、話し合えるようにすべき。現在、補完地はサクラソウの生育に適した環境を持っている。サクラソウを身近に観察できる場として補完地を設定することで、観光地としての要素が深まってくる。オーバーユースの問題にも、指定地と補完地に分けることで対応できる。そのような広い範囲での活用を考えた方が良い。

佐々木委員

- ・ 補完地は指定地からかなり離れているので、例えば桜草公園の中に、指定地に隣接した補完地を設定するのも案。指定地はできるだけ手を加えない管理、補完地は皆に見ていただくため手を加えた管理を行ってはどうか。

磯田委員

- ・ 計画にそういった考えを入れておいた方が良い。

本間調査官

- ・ 都市公園としての桜草公園と文化財指定地の折り合いをどう付けていくかが最も問題。桜

草公園を含め全体を管理することが、指定地の保全にとって重要。全体の大きな方向性を出した上で、具体的に指定地の細かい管理を書くという流れにする。補完地はなぜ生育に良いのか。

磯田委員

- ・ 補完地は水条件が良く、地盤の高さも違う。

堂本委員

- ・ 旧河川沿いになっており、地形的にも適している。

佐々木委員

- ・ 第1次指定地と第2次指定地は芝生広場で分断され、離れている。指定地の間に芝生広場があること自体が問題。本来なら指定地に芝生広場を連続させて、補完地として新たに設定すべき。人工的に作っているけれども、そこで市民にサクラソウを楽しんでもらう。

河村委員

- ・ 100mは一律でない方が良いのではないかと。特に河川側については、100mとすると反対側まで含まれるが、そこを保全しても指定地の湿地環境に影響はないのではないかと。
- ・ 護岸を作るということは、基本的に河川からの水の供給を遮断する効果があるので、保護することが大切なのか、水を供給することが大切なのかを考えた方が良い。

佐々木委員

- ・ 指定地周辺で鴨川の改修計画はあるのか。

河村委員

- ・ 荒川第一調節池の中では、改修計画はない。調節池の中では溢れても支障はない。上流の改修が進めば、流入量が多くなってくると考えられる。

磯田委員

- ・ 群落分布図を見ても、サクラソウの群落はまだらである。移植したのも老齢化しており、自然繁殖もしていないのが現状。サクラソウ自生地再生の手立てとして、植え込み等の問題はどうか。保存管理の方法の部分では述べられていないが、項目・内容等を入れておくべき。

4 VI章3「保存管理の体制」について

佐々木委員

- ・ 保存管理の体制は第VI-1図で良いかどうか。

本間調査官

- ・ 市教育委員会等、どこが主催してやるか明記が必要。管理体制の内容としては問題ない。植生について、定期的に検討していく委員会を設ける等、具体的なことも入れた方が良い。
- ・ 指定地だけでなく、バッファゾーンも含めて全体を管理しないと自生地を守れないという今までの流れがあるので、管理の体制に含める。

堂本委員

- ・ 指定地保全のために桜草公園を整備したということであるが、結果として現在の桜草公園

の整備では指定地の保全に不十分なのではないか。図では周辺環境に桜草公園が位置付けられており、外野という印象を受ける。中核は教育委員会で良いが、指定地の周りは全て桜草公園であり、周辺というより一体。保存管理体制の中では重要な役割なので、別枠にすべき。この図では、今までの体制から抜け切れていないのではないか。

磯田委員

- ・生態系やビオトープを守るためには、荒川彩湖公園まで延ばすべき。現在の指定地周囲の開発の仕方を見ても、緑地として残すべき範囲が100mで良いのか。基本方針(1)～(3)を踏まえて考えると、活用面が図に反映されておらず、管理面のみの体制になっている。

佐々木委員

- ・活用や市民との協働が図に入っていない。

磯田委員

- ・ボランティア、見学者、作業員等について、現在の状況を踏まえて盛り込むべき。作業員のための施設も検討してほしい。また、国指定特別天然記念物がある地域には、資料館があることが多い。田島ヶ原にもそのような場があれば、市内で古典的なサクラソウを栽培しているグループとも結び付く。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・まずは保全管理の上での連携と協力が必要だと考え、図では保全管理をメインにした体制を示したので、活用部分は盛り込んでいない。市民との協働については文章として記述があるので、図にも入れて修正する。
- ・作業に携わる方々については、市で雇用していることの管理の問題であり、保存管理計画で取り上げるべき内容ではないと考えている。
- ・恒常的な情報発信の場、学べる場として施設を整備することは望ましいと考えるが、市では公共施設全体の15%縮減が課題になっている。将来的に整備の見通しが無いことは記載できないので、あえて盛り込まなかったという事情がある。

佐々木委員

- ・見通しが立たないから書かないのか、理想論として書くのか。全国の国指定の天然記念物と比べても、田島ヶ原サクラソウ自生地の施設整備は不十分であると思う。道路看板等もない状況。他の市町村では、人が居なくても屋根の付いた施設にポスター等が貼ってある程度の整備はされている。実現可能性は別として書いても良いのではないか。

堂本委員

- ・庁内で実現可能性がなければ、このような場で検討しなくて良いのではないか。

河村委員

- ・市全体として、自生地や桜草公園をどういう理念で運営管理し、市民に親しんでいただくか、管理や活用について内部で検討し、運営管理の体制を整えることが必要。資料を見る限り、自生地は教育委員会、周辺は建設・公園部局となっていて、連携が取れていると言えないのではないか。

堂本委員

- ・市は盆栽、鉄道にお金をかけているし、国際都市と言うのであれば、日本の園芸文化の原

点に力を入れていないのは本末転倒であり、強く主張した方が良い。

磯田委員

- ・ 予算がないということだが、他に書けない理由があるのか。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ 便益施設や安全に関わる施設は別として、市では施設を縮小している。施設の必要性は理解している。

堂本委員

- ・ 都市公園としての桜草公園に足りなかった機能として、積極的に展開すべき。

河村委員

- ・ 行政の縦割りの中で文章を作ることに限界がある。教育委員会の中だけでできないのであれば、やりたいことを書き込めるよう、市内部の体制を整えるべき。市役所の中で一緒に取り組んでいくことについて、委員会として働きかけを考えても良いのではないか。

磯田委員

- ・ この計画に書かないと、このことについて取り上げる所はない。
- ・ 実際に現場で見ていると、観光で大変多くの方々が来ている。市としてアピールすればプラスになることであり、市にとって無駄な投資ではない。

佐々木委員

- ・ 全体的な意見は他にあるか。

本間調査官

- ・ 現状変更の取扱いを入れた方が良い。どのようなことが現状変更に当たるのか、日常的管理はどういうことか、内容を明確にする記述・項目が必要。

これをもって、会議を終了した。